

予算・一般議案52件を議決

令和8年第2回（6月）市議会定例会は、6月5日から30日までの26日間にわたり開かれました。今回、市長から提出された議案は、追加議案を含め、予算議案4件、条例議案などの一般議案48件の合計52件で、審議の結果、いずれも原案どおり可決・承認・同意されました。

補正予算議案

一般会計は、15億4千779万6千円の追加で、その主な内容は次のとおりです。

- ・平成25年に実施された生活扶助基準改定に関する最高裁判決を踏まえた生活保護費などの追加給付分を支給するための経費。

- ・国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、中東情勢の影響に伴う石油等由来製品の価格高騰や供給不足の影響を受け、売上総利益が減少している中小企業・小規模事業者などを支援するための経費。

- ・受動喫煙を防止するため、川口駅東口駐輪場前指定喫煙所をコンテナ型喫煙所に改修するための経費。

- ・介護従事者が安心して居宅を訪問できる環境を整えるため、市内の介護保険事業所に対し、安全対策用品を配付するための経費。

特別会計は、国民健康保険事業および土地区画整理事業の2会計で、1億5千505万円が追加されました。

所信と報告を述べる岡村市長



一般議案

主なものは次のとおりです。

条例議案

◆工場立地法に基づく緑地面積率等に関する準則を定める条例

工場の立地促進および市外移転防止により本市の産業振興などを図るため、工場立地法の規定に基づき、特定工場にかかる緑地面積率等に関する準則を定める条例を制定するもの。

◆川口市立川口駅前市民ホール設置及び管理条例の一部を改正する条例

受益者負担の適正化を図るため、利用料金の額の改定を行うほか、改修工事の実施に伴い必要な改正を行うもの。

・・・ほか12件

契約議案

◆工事請負契約の締結について

・安行霊園改築工事

◆工事請負契約の変更契約の締結について

・戸塚環境センター施設整備工事

財産の交換議案

◆財産の交換について

・UR川口並木町住宅跡地の市有地と、建物完成後に市が取得を予定している公共床を交換するもの。

財産の無償貸付議案

◆財産の無償貸付について

- ・UR川口並木町住宅跡地の利活用事業を推進するにあたり、事業が完了するまで、市の土地を無償で貸し付けるもの。

財産の取得議案

◆財産の取得について

・塵芥車（3t）

・水槽付消防ポンプ自動車

・救助工作車

・高規格救急自動車

・高度救命処置用資機材

訴えの提起議案

◆訴えの提起について

・支払督促の申立て

・児童扶養手当返還金等の請求

・・・ほか7件

和解議案

◆和解契約の締結について

・本庁舎建設における電波障害

・・・ほか1件

専決処分の承認議案

◆専決処分の承認について

・令和7年度川口市一般会計補正予算

・川口市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

・・・ほか2件

公の施設の指定管理者の指定議案

◆公の施設の指定管理者の指定について

・川口市立上青木保育所

・川口市立領家保育所

・・・ほか2件

市道路線の認定・廃止議案

◆市道路線の認定について

・安行第375―6号線

◆市道路線の廃止について

・神根第165号線

・安行第40号線

人事議案

(新は新任、(再)は再任、敬称略)

◆川口市農業委員会委員の任命同意について

沖田 保(再) 小櫃 敏文(再)
鈴木 一(新) 田中 淳子(新)
豊田 満(再) 中田 裕子(再)
濱田 義彦(新) 濱野 隆次(新)
森 京子(再) 山岡 佐智子(再)
山岡 宗義(再) 山崎 敬司(新)

◆人権擁護委員の候補者の推薦について

神山 雅子(再) 高橋 光代(新)

議員提案

今定例会に議員提案として、意見書2件の提出があり、審議の結果、うち1件が可決され、関係機関へ送付しました。

【意見書】

◆ホルムズ海峡封鎖等の影響による中小零細企業の経営環境の悪化に対する緊急支援策を求める意見書

永年勤続議員表彰

(敬称略)

全国市議会議長会および埼玉県市議会議長会から、永年にわたる地方自治の進展と市政の発展のために貢献された功績に対し、次の議員が表彰されました。

◆勤続15年

神原 秀忠

◆勤続10年

船津 由徳

議会人事

(敬称略)

【議会運営委員会】

奥富 精一、古川 九一、関 裕通

【戸田ボートレース企業団議会議員】

奥富 精一、福田 洋子、藤田 みつぐ、古川 九一、杉本 佳代、若谷 正巳、関 由紀夫、松本 幸恵

インターネットで

本会議の様子がご覧になれます。

市議会ホームページからアクセスを。



埼玉県議会からのお知らせ

県議会広報番組「ここにちには県議会です」

テレビ埼玉(地デジ3ch)にて放送中



※詳細は県議会ホームページをご確認ください。

問い合わせ…議会事務局 ☎048-257-1405
FAX 048-257-5500

令和8年8月から高額療養費制度が見直されます

高額療養費制度とは、ひと月に医療機関へ支払った金額が高額になった場合、定められた上限額を超えて支払った金額を払い戻す制度です。令和8年8月診療分から、月間の上限額が変更になるほか、新たに年間の上限額が新設されます。なお、本制度の見直しは、令和8年度と令和9年度の2段階に分けて実施されます。詳細は厚生労働省ホームページをご確認ください。

年収目安	適用区分		令和8年7月診療分まで		令和8年8月診療分～令和9年7月診療分		
	70歳未満	70歳以上	入院+外来 【月額上限】 (世帯ごと)	外来特例 【70歳以上のみ】 (個人ごと)	入院+外来 【月額上限】 (世帯ごと)	入院+外来 【年間上限】 (世帯ごと)	外来特例 【70歳以上のみ】 (個人ごと)
約1,160万円～	ア	現役並み所得者Ⅲ	252,600円+1% <多数回該当:140,100円>	—	270,300円+1% <多数回該当:140,100円>	1,680,000円	—
約770万円～ 約1,160万円	イ	現役並み所得者Ⅱ	167,400円+1% <多数回該当:93,000円>	—	179,100円+1% <多数回該当:93,000円>	1,110,000円	—
約370万円～ 約770万円	ウ	現役並み所得者Ⅰ	80,100円+1% <多数回該当:44,400円>	—	85,800円+1% <多数回該当:44,400円>	530,000円	—
～約370万円	エ	一般	57,600円 <多数回該当:44,400円>	月額上限18,000円 (年間上限14.4万円)	61,500円 <多数回該当:44,400円>	530,000円	月額上限22,000円 (年間上限21.6万円)
住民税非課税 (70歳未満)	オ	—	35,400円 <多数回該当:24,600円>	—	36,900円 <多数回該当:24,600円>	290,000円	—
住民税非課税 (70歳以上)	—	低所得Ⅱ	24,600円	月額上限8,000円	25,700円 <多数回該当:24,600円>	290,000円	月額上限11,000円 (年間上限9.6万円)
住民税非課税 (収入が一定以下・70歳以上)	—	低所得Ⅰ	15,000円	月額上限8,000円	15,700円	180,000円	月額上限8,000円

※多数回該当…直近12カ月以内に3回以上、上限額に達した場合、4回目から上限額が下がります。

今回の見直しなどに関するお問い合わせは、厚生労働省コールセンター ☎0120-617-111へ
月～土曜日 9:00～18:00(日曜・祝・休日・年末年始を除く) 運用期間…令和9年3月まで



▲厚生労働省
ホームページ

高額療養費の手続きに関するお問い合わせは、
ご加入の保険者(健康保険組合・全国健康保険協会・共済組合・国民健康保険組合・市担当課)まで

問い合わせ…国民健康保険に加入のかた
後期高齢者医療制度に加入のかた

国民健康保険課
高齢者保険事業室

☎048-259-7670
☎048-259-7653

FAX 048-259-4950
FAX 048-259-7930